

「熊本地震」住宅被害の  
2次調査に関する申入れ

被災市町村長 有志一同

4月の「平成28年熊本地震」から4ヶ月余りが経過し、県内の被災地は、ようやく本格的な復旧・復興へと踏み出したところである。この間、国・県にあっては、被災自治体や住民に対し、手厚い支援を差し伸べていただき、市町村をあずかる首長として、感謝に耐えない。

そうした中であって、9月4日付け熊本日日新聞の朝刊において、「熊本地震の住宅被害調査 2次判定 5割超重く 市町村間にばらつきも」の見出しで、調査の被害認定基準についての問題が大きく報道された。

報道によると、「罹災証明のための住宅被害調査の2次調査の結果、5割以上が1次判定より重く判定された。1次より重く判断された割合は20%台と低い自治体がある一方で、熊本市など60%を超える自治体もあり、判定に大きな『ばらつき』が起きている。これにより、熊本市の近隣市町村から不満の声が出ている」、というものである。

報道では「ばらつき」が起きた原因として、「件数の多かった熊本市が、他市町村が使っている共通調査票を独自に簡略化した調査票を作成して使っていること」などが挙げられている。熊本市では「共通調査票では罹災証明の発行に数年かかるため、スピードアップする必要があった」とのことである。

自治体間で判定の軽重判断に違いが起きていることが懸念される以上、被災自治体の長として、現状を看過するわけにはいかない。また住宅被害調査は自治事務ではあるが、本件については個々の自治体の努力で解決が図られる案件でもない。

よって、県におかれては次の事項について特段の措置を講じられるよう、関係自治体の連名において強く申し入れる。

## 記

1. 住宅被害調査の被害認定基準について、被災住民の身になった同質の判定となるよう、すべての被災自治体と協議すること。
1. 特に1次調査を不服とした2次調査においては、被災者の救済を大前提として、自治体間で大きな齟齬をきたすことのないよう調査結果の見直し、簡便化等を含め被災自治体間の調整を図ること。
1. 上記の協議・調整により、被災者数や自治体の規模等で被災者対応等への遅延等が懸念される被災自治体については、人員の手当て等について当該自治体、国とも協議の上、格別の配慮をなされること。
1. 上記の協議・調整により、被災自治体に想定を超える費用の発生が懸念される場合についても、国とも協議の上、格別の配慮をもって手当て等を講じられること。

以上、申し入れる。

平成28年9月5日

呼びかけ人

合志市長 荒木 義行

八代市長 中村 博生

宇土市長 元松 茂樹

阿蘇市長 佐藤 義興

大津町長 家入 勲

産山村長 市原 正文

西原村長 日置 和彦

益城町長 西村 博則

山都町長 工藤 秀一

呼びかけ人

嘉島町長 荒木 泰臣

菊池市長 江頭 実

宇城市長 守田 憲史

美里町長 上田 泰弘

菊陽町長 後藤 三雄

南阿蘇村長 長野 敏也

御船町長 藤木 正幸

甲佐町長 奥名 克美

氷川町長 藤本 一臣